市町村が実施した

　 ヒトパピローマウイルスワクチン

ヒブワクチン　　　　　　　　　　　の接種を

小児用肺炎球菌ワクチン

平成25年3月31日までに受けた方へのお知らせ

ワクチン接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

認定を受けるためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）に請求する必要がありますが、支給対象となるのは、請求した日から遡って５年以内に受けた医療に限られていますので、至急請求いただきますようお願いいたします。

具体的な請求方法、必要書類、請求書類の様式やその記載方法等については、以下のＰＭＤＡの相談窓口にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| 【相談窓口】独立行政法人医薬品医療機器総合機構　救済制度相談窓口0120-149-931（フリーダイヤル）※IP電話等の方でフリーダイヤルが御利用になれない場合は、03-3506-9411（有料）を御利用ください。＜受付時間＞月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時から午後５時 |